

法律名	ガス事業法
施行年	昭和29年 改正H15年
目的	この法律は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。（第一条）
対象者	ガス事業、ガス用品の製造販売をおこなうもの
規制対象事業規模	一般ガス事業、簡易ガス事業（70戸以上供給）、大口ガス事業（熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で千立方メートル以上供給）、卸供給、準用事業者
規制内容	<p>バイオマスでガス事業を行う場合は、その生産量からみて、簡易ガス事業か、準用事業者での規制を受けるものとみられる。</p> <p>簡易ガス事業となる場合は、供給地点ごとに経済産業局長の許可を得なければならない（第37条の3）。</p> <p>申請の項目は以下の通り（第37条の3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 <p>2 . 供給地点及びその数</p> <p>3 . ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備の位置、機造及び能力別の数</p> <p>また、申請書には、供給地点の図面その他経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。</p> <p>許可の基準は、ガス需要がある、供給能力がある、一般ガス事業者の利益を損なわないなど（第37条の4）。</p> <p>また、許可を受けた日から3年以内の事業開始（第7条）、ガス工作物の変更の届け出（第9条）、事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併及び分割認可（第10条）、事業の休止及び廃止並びに法人の解散の許可（第13条）、料金設定の許可（第17条）、料金変更の認可（第18条）。数量圧力燃焼性の測定記録届け出（第25）、事業年度の会計整理（第9条）、ガス工作物の技術水準維持義務（第28条）、有資格実務経験者ガス主任技術者選出とガス主任技術者による管理（第31条）、保安規定の届け出（第30条）、違反ガス主任技術者の解任命令（第36条）、などの規制がかかる（対象は産業経</p>

済局長）。また、供給の相手方を経済産業大臣に届け出なければならない（第37条の12）、これは簡易ガス事業者だけでなく、一般ガス事業者以外の事業者が一般の需要者にガスを売る場合全てに適用。

卸供給をするときは供給条件や料金を経済産業大臣に届け出なければならない（第37条の11）。

一般ガス事業者・簡易ガス事業者以外のガスを供給する事業と自家消費の場合は、準用事業者と呼ばれる。その場合、規模（参照）によっては、ガス工作物の技術水準維持義務（第28条）、有資格実務経験者ガス主任技術者選出とガス主任技術者による管理（第31条）、違反ガス主任技術者の解任命令（第36条）は守らねばならない（第38条）。

ただし、鉱山保安法、高圧ガス保安法、電気事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受ける場合はそちらの適用のみの規制（第38条）。

一日のガスの製造能力又は供給能力のうちいずれか大きいものが標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう）において三百立方メートル未満である事業は上記規制を受けない（施行令第6条の3）。

備考	<ul style="list-style-type: none">バイオマスのガス利用の場合、自家消費か、小規模の需要家への提供のケースが多いと思われるが、製造能力が三百立方メートルを越えれば有資格の主任技術者の管理などの制約がかかる。それ以下のケースでは、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制を受ける。利用促進については新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法を参照。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部

利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、事業許可、施設計画、管理運営（有資格者、品質管理）、販売
関連法	鉱山保安法、高圧ガス保安法、電気事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法